

水防計画新旧対照表

新 目次	旧 目次	備考欄
(略)	(略)	
第4章 通信連絡等	第4章 通信連絡等	
第1節 市の通信施設 <u>12</u>	第1節 市の通信施設 <u>11</u>	ページの変更
(略)	(略)	
別表	別表	
別表 1 旭川市水防本部の組織図 31	別表 1 旭川市水防本部の組織図 31	別表6に危機管理 方水位計を追加
別表 2 消防機関の組織図（消防本部、署、消防団）・ 32	別表 2 消防機関の組織図（消防本部、署、消防団）・ 32	
別表 3 消防機関の水防分担区域表 34	別表 3 消防機関の水防分担区域表 34	それによる表番号 とページの変更
別表 4 重要水防区域 37	別表 4 重要水防区域 37	
別表 5 水位観測所 43	別表 5 水位観測所 43	
<u>別表 6 危機管理型水位計 44</u>		
別表 <u>7</u> 雨量観測所 <u>47</u>	別表 <u>6</u> 雨量観測所 <u>44</u>	
別表 <u>8</u> 水防倉庫 <u>48</u>	別表 <u>7</u> 水防倉庫 <u>45</u>	
別表 <u>9</u> 水防資器材の備蓄状況 <u>49</u>	別表 <u>8</u> 水防資器材の備蓄状況 <u>46</u>	
別表 <u>10</u> 水門の設置場所 <u>51</u>	別表 <u>9</u> 水門の設置場所 <u>48</u>	
別表 <u>11</u> 水防用土砂採取場 <u>61</u>	別表 <u>10</u> 水防用土砂採取場 <u>58</u>	
別表 <u>12</u> 水防通信連絡 <u>63</u>	別表 <u>11</u> 水防通信連絡 <u>60</u>	
別表 <u>13</u> 洪水予報区及び水防警報区 <u>64</u>	別表 <u>12</u> 洪水予報区及び水防警報区 <u>61</u>	
別表 <u>14</u> 市内一級河川 <u>67</u>	別表 <u>13</u> 市内一級河川 <u>64</u>	
様式	様式	
様式 1 公用負担命令票 <u>68</u>	様式 1 公用負担命令票 <u>65</u>	
様式 2 公用負担権限委任証 <u>68</u>	様式 2 公用負担権限委任証 <u>65</u>	
様式 3 水防活動実施報告書 <u>69</u>	様式 3 水防活動実施報告書 <u>66</u>	
(略)	(略)	

水防計画新旧対照表

新	旧	備考欄
第1章 総 則 第1節 目 的 (略)	第1章 総 則 第1節 目 的 (略)	
第2節 用語の定義 (略)	第2節 用語の定義 (略)	文言の変更 根拠法令の追加等
8 水防協力団体 水防に関する業務を適正かつ確実に行うことができると認められる法人、その他法人でない団体であって、事務所の所在地、構成員の資格、代表者の選任方法、総会の運営、会計に関する事項その他当該団体の組織及び運営に関する事項を内容とする規約その他これに準ずるものを有しているものとして水防管理者が指定した団体をいう(法第3.6条第1項)。	8 水防協力団体 水防業務を適正かつ確実に行うことができると認められる法人、その他法人でない団体であって、事務所の所在地、構成員の資格、代表者の選任方法、総会の運営、会計に関する事項その他当該団体の組織及び運営に関する事項を内容とする規約その他これに準ずるものを有しているものとして水防管理者が指定した団体をいう。	
9 洪水予報河川 流域面積が大きい河川であって、洪水により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあるとして国土交通大臣又は都道府県知事が指定した河川をいう。気象庁長官及び国土交通大臣又は都道府県知事が共同して、洪水のおそれの状態を基準地点の水位又は流量を示して洪水の予報等を行う(法第1.0条第2項、法第1.1条第1項、気象業務法(昭和27年法律第165号)第1.4条の2項及び第3項)。	9 洪水予報河川 流域面積が大きい河川であって、洪水により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあるとして国土交通大臣又は都道府県知事が指定した河川をいう。気象庁長官及び国土交通大臣又は都道府県知事が共同して、洪水のおそれの状態を基準地点の水位又は流量を示して洪水の予報等を行う。	

水防計画新旧対照表

新	旧	備考欄
<p>10 水防警報</p> <p>洪水により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあるとして国土交通大臣又は都道府県知事が指定した河川、湖沼（水防警報河川等）について、国土交通省又は都道府県の機関が、洪水等によって災害が起こるおそれがあると認められるとき、水防を行う必要がある旨を警告して行う発表をいう（<u>法第2項第8項、法第16条</u>）。</p> <p>11 水位周知河川</p> <p>洪水予報河川以外の河川で、国土交通大臣又は都道府県知事が、洪水により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した河川をいう。当該河川の水位があらかじめ定めた<u>氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）</u>に達したとき、水位又は流量を示して通知及び周知を行う（<u>法第13条</u>）。</p> <p>12 水位周知下水道</p> <p>都道府県知事又は市町村長が、内水により相当な被害が生じるおそれがあるものとして指定した公共下水道等の排水施設等という。都道府県知事又は市町村長は、水位周知下水道について、当該下水道の水位があらかじめ定めた<u>内水氾濫危険水位（雨水出水特別警戒水位）</u>に達したとき、水位を示して通知及び周知を行う（<u>法第13条の2</u>）。</p> <p>13 水位到達情報</p> <p>水位到達情報とは、水位周知河川、水位周知下水道において、あらかじめ定めた<u>氾濫危険水位（洪水特別警戒水位、雨水出水特別警戒水位）</u>への到達に関する情報のほか、水位周知河川においては<u>氾濫注意水位（警戒水位）、避難判断水位</u>への到達情報、<u>氾濫発生情報</u>のことをいう。</p>	<p>10 水防警報 （指定河川等）</p> <p>洪水により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあるとして国土交通大臣又は都道府県知事が指定した河川、湖沼（水防警報河川等）について、国土交通省又は都道府県の機関が、洪水等によって災害が起こるおそれがあると認められるとき、水防を行う必要がある旨を警告して行う発表をいう。</p> <p>11 水位周知河川</p> <p>洪水予報河川以外の河川で、国土交通大臣又は都道府県知事が、洪水により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した河川をいう。当該河川の水位があらかじめ定めた水位に達したとき、水位又は流量を示して通知及び周知を行う。</p> <p>12 水位周知下水道</p> <p>都道府県知事又は市町村長が、内水により相当な被害が生じるおそれがあるものとして指定した公共下水道等の排水施設等という。都道府県知事又は市町村長は、水位周知下水道について、当該下水道の水位があらかじめ定めた水位に達したとき、水位を示して通知及び周知を行う。</p> <p>13 水位到達情報</p> <p>水位到達情報とは、水位周知河川、水位周知下水道において、あらかじめ定めた<u>氾濫危険水位</u>への到達に関する情報のほか、水位周知河川においては<u>氾濫注意水位（警戒水位）、避難判断水位</u>への到達情報、<u>氾濫発生情報</u>のことをいう。</p>	<p>文言の変更 根拠法令の追加等</p>

水防計画新旧対照表

新	旧	備考欄
<p>14 水防団待機水位（通報水位）</p> <p><u>水防管理者又は量水標管理者は、洪水のおそれがある場合において、量水標等の示す水位が水防団待機水位(通報水位)を超えるときは、その水位の状況に関係者に通報しなければならない。</u></p> <p>15 氾濫注意水位（警戒水位）</p> <p>水防団待機水位（通報水位）を超える水位であって、洪水による災害の発生を警戒すべきものとして都道府県知事が定める水位をいう。<u>水防団の出動の目安となる水位である。</u></p> <p>(略)</p> <p>17 氾濫危険水位</p> <p>洪水により相当の家屋浸水等の被害を生じる氾濫の起こるおそれがある水位であって市町村長の避難指示の発令判断の目安となる水位である。<u>水位周知河川においては、法13条第1項及び第2項に規定される洪水特別警戒水位に相当する。</u></p> <p>(略)</p> <p>21 重要水防箇所</p> <p><u>堤防の決壊、漏水、川の水があふれる等の危険が予想される箇所であり、洪水等に際して水防上特に注意を要する箇所をいう。</u></p> <p>22 洪水浸水想定区域</p> <p>洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、想定し得る最大規模の降雨により当該河川において氾濫が発生した場合に浸水が想定される区域として国土交通大臣又は都道府県知事が指定した区域をいう<u>(法14条)</u>。</p>	<p>14 水防団待機水位（通報水位）</p> <p><u>洪水のおそれがある場合に、関係者に通報しなければならない水位であり、量水標の設置されている地点ごとに都道府県知事が定めるもので、各水防機関が水防体制に入る水位をいう。</u></p> <p>15 氾濫注意水位（警戒水位）</p> <p>水防団待機水位（通報水位）を超える水位であって、洪水による災害の発生を警戒すべきものとして都道府県知事が定める水位をいう。<u>(水防団の出動の目安となる水位)</u></p> <p>(略)</p> <p>17 氾濫危険水位</p> <p>洪水により相当の家屋浸水等の被害を生じる氾濫の起こるおそれがある水位であって市町村長の避難指示の発令判断の目安となる水位をいう。</p> <p>(略)</p> <p>21 重要水防箇所</p> <p><u>過去の洪水で堤防が損壊した箇所など、洪水時に堤防が損壊するおそれが高く、嚴重な警戒が必要な箇所をいう。</u></p> <p>22 洪水浸水想定区域</p> <p><u>洪水予報河川及び水位周知河川について、</u>洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、想定し得る最大規模の降雨により当該河川において氾濫が発生した場合に浸水が想定される区域として国土交通大臣又は都道府県知事が指定した区域をいう。</p>	<p>文言の変更 根拠法令の追加等</p>

水防計画新旧対照表

新	旧	備考欄
<p>23 内水浸水想定区域</p> <p>内水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、想定し得る最大規模の降雨により当該下水道において氾濫が発生した場合に浸水が想定される区域として都道府県知事又は市町村長が指定した区域をいう(法14条の2に規定される雨水出水浸水想定区域)。</p> <p style="text-align: center;">第3節 水防の責任及び処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>(略)</p> <p>第1 旭川市の水防責任</p> <p>(略)</p> <p>第2 処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>(略)</p> <p>2 国土交通省北海道開発局（旭川開発建設部）</p> <p>(1) 洪水予報の発表及び通知に関すること(旭川地方气象台と共同で)。</p> <p>石狩川水系(上流)河川の洪水予報区及び水防警報区(別表1.3)</p> <p>(2) 量水標管理者からの水位の通報及び公表に関すること。</p> <p>(3) 水位周知河川の水位到達情報の通知及び周知に関すること。</p> <p>(4) 洪水予報又は水位到達情報の通知の関係市町村長への通知に関すること。</p> <p>(5) 洪水浸水想定区域の指定、公表及び通知に関すること。</p> <p>(6) 大規模氾濫減災協議会の設置に関すること。</p> <p>(7) 水防警報の発表及び通知に関すること。</p> <p>(8) 特定緊急水防活動に関すること。</p>	<p>23 内水浸水想定区域</p> <p>水位周知下水道について、内水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、想定し得る最大規模の降雨により当該下水道において氾濫が発生した場合に浸水が想定される区域として都道府県知事又は市町村長が指定した区域をいう。</p> <p style="text-align: center;">第3節 水防の責任及び処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>(略)</p> <p>第1 旭川市の水防責任</p> <p>(略)</p> <p>第2 処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>(略)</p> <p>2 国土交通省北海道開発局（旭川開発建設部）</p> <p>(1) 水防管理団体が行う水防への協力に関すること。</p> <p>(2) 洪水予報の発表及び通知に関すること。(旭川地方气象台と共同で)</p> <p>石狩川水系（上流）河川の洪水予報区及び水防警報区(別表1.2)</p> <p>(3) 水防警報の発表及び通知に関すること。</p> <p>(4) 水位周知河川の水位到達情報の通知及び周知に関すること。</p> <p>(5) 浸水想定区域の指定、公表及び通知に関すること。</p>	<p>文言の変更 根拠法令の追加等</p> <p>国土交通省北海道開発局の事務についての項目及び文言の整理</p>

水防計画新旧対照表

新	旧	備考欄
<p style="color: red; text-decoration: underline;">(9) 水防協力団体に対する情報の提供又は指導若しくは助言に関すること。</p> <p style="color: red; text-decoration: underline;">(10) 都道府県等に対する水防に関する勧告及び助言に関すること。</p> <p>3 気象庁（旭川地方气象台）</p> <p>(1) 水防活動用気象予報及び警報の発表及び通知に関すること。</p> <p>(2) 洪水予報の発表及び通知に関すること（旭川開発建設部と共同で）。</p> <p style="padding-left: 20px;">石狩川水系（上流）河川の洪水予報区（別表1.3）</p> <p>（略）</p> <p style="text-align: center;">第2章 水防組織</p> <p>（略）</p> <p style="text-align: center;">第3章 重要水防区域及び水防施設等</p> <p style="text-align: center;">第1節 重要水防区域の指定</p> <p>市内河川等で水防上特に重要な区域は、別表4のとおりである。</p>	<p>3 気象庁（旭川地方气象台）</p> <p>(1) 水防活動用気象予報及び警報の発表及び通知に関すること。</p> <p>(2) 洪水予報の発表及び通知に関すること。（旭川開発建設部と共同で）</p> <p style="padding-left: 20px;">石狩川水系（上流）河川の洪水予報区（別表1.2）</p> <p>（略）</p> <p style="text-align: center;">第2章 水防組織</p> <p>（略）</p> <p style="text-align: center;">第3章 重要水防区域及び水防施設等</p> <p style="text-align: center;">第1節 重要水防区域の指定</p> <p>市内河川等で水防上特に重要な区域は、別表4のとおりである。</p>	<p>表番号の変更</p>

水防計画新旧対照表

新	旧	備考欄
<p style="text-align: center;">第2節 水防施設</p> <p>第1 水位観測所 市内に係る主要な水位観測所は、別表5のとおりである。</p> <p>第2 危機管理型水位計 <u>市内に係る主要な危機管理型水位計は、別表6のとおりである。</u></p> <p>第3 雨量観測所 市内に係る主要な雨量観測所は、<u>別表7</u>のとおりである。</p> <p>第4 水防倉庫及び資器材の備蓄状況、輸送の確保</p> <p>1 水防倉庫及び資器材の備蓄状況 水防倉庫の位置等は、<u>別表8</u>のとおりである。また、水防資器材の備蓄状況は、<u>別表9</u>のとおりである。</p> <p>2 輸送の確保 (略)</p> <p>第5 水門等（樋門・樋管等）の操作 (略)</p> <p>第6 水門の設置場所 水門の設置場所及び管理者等は、<u>別表10</u>のとおりである。</p> <p>第7 水防用土砂採取場 水防管理者は、水災に備え、あらかじめ土砂採取場を調査し、土砂の堆積状況を把握しておくものとする。 なお、水防用土砂採取場は、<u>別表11</u>のとおりである。</p>	<p style="text-align: center;">第2節 水防施設</p> <p>第1 水位観測所 市内に係る主要な水位観測所は、別表5のとおりである。</p> <p>第2 雨量観測所 市内に係る主要な雨量観測所は、<u>別表6</u>のとおりである。</p> <p>第3 水防倉庫及び資器材の備蓄状況、輸送の確保</p> <p>1 水防倉庫及び資器材の備蓄状況 水防倉庫の位置等は、<u>別表7</u>のとおりである。また、水防資器材の備蓄状況は、<u>別表8</u>のとおりである。</p> <p>2 輸送の確保 (略)</p> <p>第4 水門等（樋門・樋管等）の操作 (略)</p> <p>第5 水門の設置場所 水門の設置場所及び管理者等は、<u>別表9</u>のとおりである。</p> <p>第6 水防用土砂採取場 水防管理者は、水災に備え、あらかじめ土砂採取場を調査し、土砂の堆積状況を把握しておくものとする。 なお、水防用土砂採取場は、<u>別表10</u>のとおりである。</p>	<p>水防施設に危機管理型水位計を追加及びそれに伴う項目番号,表番号の変更</p>

水防計画新旧対照表

新	旧	備考欄
<p style="text-align: center;">第4章 通信連絡等</p> <p style="text-align: center;">第1節 市の通信施設</p> <p>(略)</p> <p style="text-align: center;">第2節 公衆通信施設</p> <p>(略)</p> <p style="text-align: center;">第3節 気象等の通信連絡</p> <p>第1 水防活動用の警報等</p> <p>水防管理者又は水防に関係ある機関は、常に気象の状況に注意するとともに、旭川地方気象台、旭川開発建設部及び旭川建設管理部から発表される次の水防活動用の警報等の処理に遺漏のないようにしなければならない。</p> <p>1 水防活動に用いられる予報及び警報等の種類及び発表機関 (表略)</p> <p>(注) 洪水予報区及び水防警報区は<u>別表1.3</u>のとおりである。</p> <p>2 洪水予報の種類、危険度レベル、発表基準等 (略)</p>	<p style="text-align: center;">第4章 通信連絡等</p> <p style="text-align: center;">第1節 市の通信施設</p> <p>(略)</p> <p style="text-align: center;">第2節 公衆通信施設</p> <p>(略)</p> <p style="text-align: center;">第3節 気象等の通信連絡</p> <p>第1 水防活動用の警報等</p> <p>水防管理者又は水防に関係ある機関は、常に気象の状況に注意するとともに、旭川地方気象台、旭川開発建設部及び旭川建設管理部から発表される次の水防活動用の警報等の処理に遺漏のないようにしなければならない。</p> <p>1 水防活動に用いられる予報及び警報等の種類及び発表機関 (表略)</p> <p>(注) 洪水予報区及び水防警報区は<u>別表1.2</u>のとおりである。</p> <p>2 洪水予報の種類、危険度レベル、発表基準等 (略)</p>	<p>表番号の変更に伴うもの</p>

水防計画新旧対照表

新	旧	備考欄																																				
<p>第2 水防警報の種類等 水防警報の種類、内容及び発表基準</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">種類</th> <th style="width: 60%;">内 容</th> <th style="width: 30%;">発 表 基 準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">待機</td> <td>不意の増水あるいは水位の再上昇等が予想される場合に状況に応じて直ちに水防機関が出勤できるように待機する必要がある旨を警告するもの 水防機関の出勤期間が長引くような場合に、出勤人員を減らしてもさしつかえないが、水防活動をやめることはできない旨を警告するもの</td> <td>気象予報・警報等及び河川状況等により特に必要と認めるとき</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">準備</td> <td>水防に関する情報連絡、水防資器材の整備、水門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努めるとともに、水防機関に出勤の準備をさせる必要がある旨を警告するもの</td> <td>雨量、水位、流量その他の河川状況により必要と認めるとき</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">出勤</td> <td>水防機関が出勤する必要がある旨を警告するもの</td> <td>氾濫注意情報等により、又は水位、流量その他の河川状況により氾濫注意水位（警戒水位）を超えるおそれがあるとき</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">警戒</td> <td><u>出水状況及びその河川状況を示し、警戒が必要である旨を警告するとともに、水防活動上必要な越水（水があふれる）・漏水・法崩（堤防斜面の崩れ）・亀裂等河川の状況を示しその対応策を指示するもの</u></td> <td><u>氾濫警戒情報等により、又は既に氾濫注意水位（警戒水位）を超え、災害のおこるおそれがあるとき</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">解除</td> <td>水防活動を必要とする出水状況が解消した旨、及び当該基準水位観測所名による一連の水防警報を解除する旨を通告するもの</td> <td>氾濫注意水位（警戒水位）以下に下降したとき、又は水防作業を必要とする河川状況が解消したと認めるとき</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p>	種類	内 容	発 表 基 準	待機	不意の増水あるいは水位の再上昇等が予想される場合に状況に応じて直ちに水防機関が出勤できるように待機する必要がある旨を警告するもの 水防機関の出勤期間が長引くような場合に、出勤人員を減らしてもさしつかえないが、水防活動をやめることはできない旨を警告するもの	気象予報・警報等及び河川状況等により特に必要と認めるとき	準備	水防に関する情報連絡、水防資器材の整備、水門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努めるとともに、水防機関に出勤の準備をさせる必要がある旨を警告するもの	雨量、水位、流量その他の河川状況により必要と認めるとき	出勤	水防機関が出勤する必要がある旨を警告するもの	氾濫注意情報等により、又は水位、流量その他の河川状況により氾濫注意水位（警戒水位）を超えるおそれがあるとき	警戒	<u>出水状況及びその河川状況を示し、警戒が必要である旨を警告するとともに、水防活動上必要な越水（水があふれる）・漏水・法崩（堤防斜面の崩れ）・亀裂等河川の状況を示しその対応策を指示するもの</u>	<u>氾濫警戒情報等により、又は既に氾濫注意水位（警戒水位）を超え、災害のおこるおそれがあるとき</u>	解除	水防活動を必要とする出水状況が解消した旨、及び当該基準水位観測所名による一連の水防警報を解除する旨を通告するもの	氾濫注意水位（警戒水位）以下に下降したとき、又は水防作業を必要とする河川状況が解消したと認めるとき	<p>第2 水防警報の種類等 水防警報の種類、内容及び発表基準</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">種類</th> <th style="width: 60%;">内 容</th> <th style="width: 30%;">発 表 基 準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">待機</td> <td>不意の増水あるいは水位の再上昇等が予想される場合に状況に応じて直ちに水防機関が出勤できるように待機する必要がある旨を警告するもの 水防機関の出勤期間が長引くような場合に、出勤人員を減らしてもさしつかえないが、水防活動をやめることはできない旨を警告するもの</td> <td>気象予報・警報等及び河川状況等により特に必要と認めるとき</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">準備</td> <td>水防に関する情報連絡、水防資器材の整備、水門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努めるとともに、水防機関に出勤の準備をさせる必要がある旨を警告するもの</td> <td>雨量、水位、流量その他の河川状況により必要と認めるとき</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">出勤</td> <td>水防機関が出勤する必要がある旨を警告するもの</td> <td>氾濫注意情報等により、又は水位、流量その他の河川状況により氾濫注意水位（警戒水位）を超えるおそれがあるとき</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">指示</td> <td><u>水位、滞水時間その他水防活動上必要な状況を明示するとともに、越水、漏水、法崩、亀裂、その他河川状況により警戒を必要とする事項を指摘して警告するもの</u></td> <td><u>洪水警報等により、又は既に氾濫注意水位を越え災害のおそれがあるとき</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">解除</td> <td>水防活動を必要とする出水状況が解消した旨、及び当該基準水位観測所名による一連の水防警報を解除する旨を通告するもの</td> <td>氾濫注意水位（警戒水位）以下に下降したとき、又は水防作業を必要とする河川状況が解消したと認めるとき</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p>	種類	内 容	発 表 基 準	待機	不意の増水あるいは水位の再上昇等が予想される場合に状況に応じて直ちに水防機関が出勤できるように待機する必要がある旨を警告するもの 水防機関の出勤期間が長引くような場合に、出勤人員を減らしてもさしつかえないが、水防活動をやめることはできない旨を警告するもの	気象予報・警報等及び河川状況等により特に必要と認めるとき	準備	水防に関する情報連絡、水防資器材の整備、水門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努めるとともに、水防機関に出勤の準備をさせる必要がある旨を警告するもの	雨量、水位、流量その他の河川状況により必要と認めるとき	出勤	水防機関が出勤する必要がある旨を警告するもの	氾濫注意情報等により、又は水位、流量その他の河川状況により氾濫注意水位（警戒水位）を超えるおそれがあるとき	指示	<u>水位、滞水時間その他水防活動上必要な状況を明示するとともに、越水、漏水、法崩、亀裂、その他河川状況により警戒を必要とする事項を指摘して警告するもの</u>	<u>洪水警報等により、又は既に氾濫注意水位を越え災害のおそれがあるとき</u>	解除	水防活動を必要とする出水状況が解消した旨、及び当該基準水位観測所名による一連の水防警報を解除する旨を通告するもの	氾濫注意水位（警戒水位）以下に下降したとき、又は水防作業を必要とする河川状況が解消したと認めるとき	<p>令和3年7月に国土交通省から発出された水防計画作成の手引きに合わせた修正</p>
種類	内 容	発 表 基 準																																				
待機	不意の増水あるいは水位の再上昇等が予想される場合に状況に応じて直ちに水防機関が出勤できるように待機する必要がある旨を警告するもの 水防機関の出勤期間が長引くような場合に、出勤人員を減らしてもさしつかえないが、水防活動をやめることはできない旨を警告するもの	気象予報・警報等及び河川状況等により特に必要と認めるとき																																				
準備	水防に関する情報連絡、水防資器材の整備、水門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努めるとともに、水防機関に出勤の準備をさせる必要がある旨を警告するもの	雨量、水位、流量その他の河川状況により必要と認めるとき																																				
出勤	水防機関が出勤する必要がある旨を警告するもの	氾濫注意情報等により、又は水位、流量その他の河川状況により氾濫注意水位（警戒水位）を超えるおそれがあるとき																																				
警戒	<u>出水状況及びその河川状況を示し、警戒が必要である旨を警告するとともに、水防活動上必要な越水（水があふれる）・漏水・法崩（堤防斜面の崩れ）・亀裂等河川の状況を示しその対応策を指示するもの</u>	<u>氾濫警戒情報等により、又は既に氾濫注意水位（警戒水位）を超え、災害のおこるおそれがあるとき</u>																																				
解除	水防活動を必要とする出水状況が解消した旨、及び当該基準水位観測所名による一連の水防警報を解除する旨を通告するもの	氾濫注意水位（警戒水位）以下に下降したとき、又は水防作業を必要とする河川状況が解消したと認めるとき																																				
種類	内 容	発 表 基 準																																				
待機	不意の増水あるいは水位の再上昇等が予想される場合に状況に応じて直ちに水防機関が出勤できるように待機する必要がある旨を警告するもの 水防機関の出勤期間が長引くような場合に、出勤人員を減らしてもさしつかえないが、水防活動をやめることはできない旨を警告するもの	気象予報・警報等及び河川状況等により特に必要と認めるとき																																				
準備	水防に関する情報連絡、水防資器材の整備、水門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努めるとともに、水防機関に出勤の準備をさせる必要がある旨を警告するもの	雨量、水位、流量その他の河川状況により必要と認めるとき																																				
出勤	水防機関が出勤する必要がある旨を警告するもの	氾濫注意情報等により、又は水位、流量その他の河川状況により氾濫注意水位（警戒水位）を超えるおそれがあるとき																																				
指示	<u>水位、滞水時間その他水防活動上必要な状況を明示するとともに、越水、漏水、法崩、亀裂、その他河川状況により警戒を必要とする事項を指摘して警告するもの</u>	<u>洪水警報等により、又は既に氾濫注意水位を越え災害のおそれがあるとき</u>																																				
解除	水防活動を必要とする出水状況が解消した旨、及び当該基準水位観測所名による一連の水防警報を解除する旨を通告するもの	氾濫注意水位（警戒水位）以下に下降したとき、又は水防作業を必要とする河川状況が解消したと認めるとき																																				

水防計画新旧対照表

新	旧	備考欄
<p>3 水防警報の伝達 (略)</p> <p style="text-align: center;">第4節 水防信号</p> <p>(略)</p> <p style="text-align: center;">第5節 決壊通報</p> <p>(略)</p> <p style="text-align: center;">第6節 水防通信連絡及び情報収集</p> <p>第1 水防通信連絡 (略)</p> <p>第2 気象予報及び警報、雨量・水位情報等の収集 (略)</p>	<p>3 水防警報の伝達 (略)</p> <p style="text-align: center;">第4節 水防信号</p> <p>(略)</p> <p style="text-align: center;">第5節 決壊通報</p> <p>(略)</p> <p style="text-align: center;">第6節 水防通信連絡及び情報収集</p> <p>第1 水防通信連絡 (略)</p> <p>第2 気象予報及び警報、雨量・水位情報等の収集 (略)</p>	

水防計画新旧対照表

新	旧	備考欄																								
<p>1 市町村向け情報提供</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">名 称</th> <th style="width: 30%;">ホームページアドレス</th> <th style="width: 40%;">提供情報</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国土交通省「市町村向け川の防災情報」 (統一河川情報システム)</td> <td>https://city.river.go.jp/</td> <td>雨量・水位情報、レーダー観測情報、水防警報、洪水予報等</td> </tr> <tr> <td>気象庁「防災気象情報提供システム」(メール配信機能)</td> <td>https://bosai.jmainfo.go.jp</td> <td>気象情報、気象警報/注意報などの文字情報のメール配信設定</td> </tr> <tr> <td>気象庁ホームページ「あなたの街の防災情報」</td> <td>https://www.jma.go.jp/bosai/</td> <td>気象情報、解析雨量、早期注意情報(警報級の可能性)、気象警報/注意報、アメダス、レーダーナウキャスト(降水・雷・竜巻)、高解像度降水ナウキャスト、<u>キキクル(大雨・洪水警報の危険度分布)</u>、流域雨量指数の予想値 等</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 貸与されたID・パスワードにより利用 (気象庁ホームページ除く)</p>	名 称	ホームページアドレス	提供情報	国土交通省「市町村向け川の防災情報」 (統一河川情報システム)	https://city.river.go.jp/	雨量・水位情報、レーダー観測情報、水防警報、洪水予報等	気象庁「防災気象情報提供システム」(メール配信機能)	https://bosai.jmainfo.go.jp	気象情報、気象警報/注意報などの文字情報のメール配信設定	気象庁ホームページ「あなたの街の防災情報」	https://www.jma.go.jp/bosai/	気象情報、解析雨量、早期注意情報(警報級の可能性)、気象警報/注意報、アメダス、レーダーナウキャスト(降水・雷・竜巻)、高解像度降水ナウキャスト、 <u>キキクル(大雨・洪水警報の危険度分布)</u> 、流域雨量指数の予想値 等	<p>1 市町村向け情報提供</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">名 称</th> <th style="width: 30%;">ホームページアドレス</th> <th style="width: 40%;">提供情報</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国土交通省「市町村向け川の防災情報」 (統一河川情報システム)</td> <td>https://city.river.go.jp/</td> <td>雨量・水位情報、レーダー観測情報、水防警報、洪水予報等</td> </tr> <tr> <td>気象庁「防災気象情報提供システム」(メール配信機能)</td> <td>https://bosai.jmainfo.go.jp</td> <td>気象情報、気象警報/注意報などの文字情報のメール配信設定</td> </tr> <tr> <td>気象庁ホームページ「あなたの街の防災情報」</td> <td>https://www.jma.go.jp/bosai/</td> <td>気象情報、解析雨量、早期注意情報(警報級の可能性)、気象警報/注意報、アメダス、レーダーナウキャスト(降水・雷・竜巻)、高解像度降水ナウキャスト、<u>大雨・洪水警報の危険度分布</u>、流域雨量指数の予想値 等</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 貸与されたID・パスワードにより利用 (気象庁ホームページ除く)</p>	名 称	ホームページアドレス	提供情報	国土交通省「市町村向け川の防災情報」 (統一河川情報システム)	https://city.river.go.jp/	雨量・水位情報、レーダー観測情報、水防警報、洪水予報等	気象庁「防災気象情報提供システム」(メール配信機能)	https://bosai.jmainfo.go.jp	気象情報、気象警報/注意報などの文字情報のメール配信設定	気象庁ホームページ「あなたの街の防災情報」	https://www.jma.go.jp/bosai/	気象情報、解析雨量、早期注意情報(警報級の可能性)、気象警報/注意報、アメダス、レーダーナウキャスト(降水・雷・竜巻)、高解像度降水ナウキャスト、 <u>大雨・洪水警報の危険度分布</u> 、流域雨量指数の予想値 等	<p>大雨・洪水警報等の危険度分布の愛称が決定したことに伴う変更</p>
名 称	ホームページアドレス	提供情報																								
国土交通省「市町村向け川の防災情報」 (統一河川情報システム)	https://city.river.go.jp/	雨量・水位情報、レーダー観測情報、水防警報、洪水予報等																								
気象庁「防災気象情報提供システム」(メール配信機能)	https://bosai.jmainfo.go.jp	気象情報、気象警報/注意報などの文字情報のメール配信設定																								
気象庁ホームページ「あなたの街の防災情報」	https://www.jma.go.jp/bosai/	気象情報、解析雨量、早期注意情報(警報級の可能性)、気象警報/注意報、アメダス、レーダーナウキャスト(降水・雷・竜巻)、高解像度降水ナウキャスト、 <u>キキクル(大雨・洪水警報の危険度分布)</u> 、流域雨量指数の予想値 等																								
名 称	ホームページアドレス	提供情報																								
国土交通省「市町村向け川の防災情報」 (統一河川情報システム)	https://city.river.go.jp/	雨量・水位情報、レーダー観測情報、水防警報、洪水予報等																								
気象庁「防災気象情報提供システム」(メール配信機能)	https://bosai.jmainfo.go.jp	気象情報、気象警報/注意報などの文字情報のメール配信設定																								
気象庁ホームページ「あなたの街の防災情報」	https://www.jma.go.jp/bosai/	気象情報、解析雨量、早期注意情報(警報級の可能性)、気象警報/注意報、アメダス、レーダーナウキャスト(降水・雷・竜巻)、高解像度降水ナウキャスト、 <u>大雨・洪水警報の危険度分布</u> 、流域雨量指数の予想値 等																								

水防計画新旧対照表

新	旧	備考欄																														
2 一般向け情報提供	2 一般向け情報提供	大雨・洪水警報等の危険度分布の愛称が決定したことに伴う変更																														
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">名 称</th> <th style="width: 25%;">ホームページアドレス</th> <th style="width: 50%;">提供情報</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国土交通省 「川の防災情報」</td> <td>https://www.river.go.jp/</td> <td>雨量・水位情報、レーダー観測情報、水防警報、洪水予報等</td> </tr> <tr> <td>北海道防災情報 (防災情報システム)</td> <td>http://www.bousai-hokkai-do.jp/</td> <td>気象情報、避難情報、道路情報、河川情報等</td> </tr> <tr> <td>旭川地方気象台ホームページ</td> <td>https://www.data.jma.go.jp/asahikawa/index.html</td> <td>気象情報、解析雨量、早期注意情報(警報級の可能性)、気象警報/注意報、アメダス、レーダーナウキャスト(降水・雷・竜巻)、高解像度降水ナウキャスト、<u>キキクル(大雨・洪水警報の危険度分布)</u>、流域雨量指数の予想値 等</td> </tr> <tr> <td>気象庁ホームページ</td> <td>https://www.jma.go.jp/jma/index.html</td> <td>気象情報、解析雨量、早期注意情報(警報級の可能性)、気象警報/注意報、アメダス、レーダーナウキャスト(降水・雷・竜巻)、高解像度降水ナウキャスト、<u>キキクル(大雨・洪水警報の危険度分布)</u> 等</td> </tr> </tbody> </table>	名 称		ホームページアドレス	提供情報	国土交通省 「川の防災情報」	https://www.river.go.jp/	雨量・水位情報、レーダー観測情報、水防警報、洪水予報等	北海道防災情報 (防災情報システム)	http://www.bousai-hokkai-do.jp/	気象情報、避難情報、道路情報、河川情報等	旭川地方気象台ホームページ	https://www.data.jma.go.jp/asahikawa/index.html	気象情報、解析雨量、早期注意情報(警報級の可能性)、気象警報/注意報、アメダス、レーダーナウキャスト(降水・雷・竜巻)、高解像度降水ナウキャスト、 <u>キキクル(大雨・洪水警報の危険度分布)</u> 、流域雨量指数の予想値 等	気象庁ホームページ	https://www.jma.go.jp/jma/index.html	気象情報、解析雨量、早期注意情報(警報級の可能性)、気象警報/注意報、アメダス、レーダーナウキャスト(降水・雷・竜巻)、高解像度降水ナウキャスト、 <u>キキクル(大雨・洪水警報の危険度分布)</u> 等	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">名 称</th> <th style="width: 25%;">ホームページアドレス</th> <th style="width: 50%;">提供情報</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国土交通省 「川の防災情報」</td> <td>https://www.river.go.jp/</td> <td>雨量・水位情報、レーダー観測情報、水防警報、洪水予報等</td> </tr> <tr> <td>北海道防災情報 (防災情報システム)</td> <td>http://www.bousai-hokkai-do.jp/</td> <td>気象情報、避難情報、道路情報、河川情報等</td> </tr> <tr> <td>旭川地方気象台ホームページ</td> <td>https://www.data.jma.go.jp/asahikawa/index.html</td> <td>気象情報、解析雨量、早期注意情報(警報級の可能性)、気象警報/注意報、アメダス、レーダーナウキャスト(降水・雷・竜巻)、高解像度降水ナウキャスト、<u>大雨・洪水警報の危険度分布</u>、流域雨量指数の予想値 等</td> </tr> <tr> <td>気象庁ホームページ</td> <td>https://www.jma.go.jp/jma/index.html</td> <td>気象情報、解析雨量、早期注意情報(警報級の可能性)、気象警報/注意報、アメダス、レーダーナウキャスト(降水・雷・竜巻)、高解像度降水ナウキャスト、<u>大雨・洪水警報の危険度分布</u> 等</td> </tr> </tbody> </table>	名 称	ホームページアドレス	提供情報	国土交通省 「川の防災情報」	https://www.river.go.jp/	雨量・水位情報、レーダー観測情報、水防警報、洪水予報等	北海道防災情報 (防災情報システム)	http://www.bousai-hokkai-do.jp/	気象情報、避難情報、道路情報、河川情報等	旭川地方気象台ホームページ	https://www.data.jma.go.jp/asahikawa/index.html	気象情報、解析雨量、早期注意情報(警報級の可能性)、気象警報/注意報、アメダス、レーダーナウキャスト(降水・雷・竜巻)、高解像度降水ナウキャスト、 <u>大雨・洪水警報の危険度分布</u> 、流域雨量指数の予想値 等	気象庁ホームページ	https://www.jma.go.jp/jma/index.html	気象情報、解析雨量、早期注意情報(警報級の可能性)、気象警報/注意報、アメダス、レーダーナウキャスト(降水・雷・竜巻)、高解像度降水ナウキャスト、 <u>大雨・洪水警報の危険度分布</u> 等
名 称	ホームページアドレス		提供情報																													
国土交通省 「川の防災情報」	https://www.river.go.jp/		雨量・水位情報、レーダー観測情報、水防警報、洪水予報等																													
北海道防災情報 (防災情報システム)	http://www.bousai-hokkai-do.jp/		気象情報、避難情報、道路情報、河川情報等																													
旭川地方気象台ホームページ	https://www.data.jma.go.jp/asahikawa/index.html	気象情報、解析雨量、早期注意情報(警報級の可能性)、気象警報/注意報、アメダス、レーダーナウキャスト(降水・雷・竜巻)、高解像度降水ナウキャスト、 <u>キキクル(大雨・洪水警報の危険度分布)</u> 、流域雨量指数の予想値 等																														
気象庁ホームページ	https://www.jma.go.jp/jma/index.html	気象情報、解析雨量、早期注意情報(警報級の可能性)、気象警報/注意報、アメダス、レーダーナウキャスト(降水・雷・竜巻)、高解像度降水ナウキャスト、 <u>キキクル(大雨・洪水警報の危険度分布)</u> 等																														
名 称	ホームページアドレス	提供情報																														
国土交通省 「川の防災情報」	https://www.river.go.jp/	雨量・水位情報、レーダー観測情報、水防警報、洪水予報等																														
北海道防災情報 (防災情報システム)	http://www.bousai-hokkai-do.jp/	気象情報、避難情報、道路情報、河川情報等																														
旭川地方気象台ホームページ	https://www.data.jma.go.jp/asahikawa/index.html	気象情報、解析雨量、早期注意情報(警報級の可能性)、気象警報/注意報、アメダス、レーダーナウキャスト(降水・雷・竜巻)、高解像度降水ナウキャスト、 <u>大雨・洪水警報の危険度分布</u> 、流域雨量指数の予想値 等																														
気象庁ホームページ	https://www.jma.go.jp/jma/index.html	気象情報、解析雨量、早期注意情報(警報級の可能性)、気象警報/注意報、アメダス、レーダーナウキャスト(降水・雷・竜巻)、高解像度降水ナウキャスト、 <u>大雨・洪水警報の危険度分布</u> 等																														
(注) 洪水予報区及び水防警報区は <u>別表 1.3</u> のとおりである。	(注) 洪水予報区及び水防警報区は <u>別表 1.2</u> のとおりである。	表番号の変更に伴うもの																														